

唐の長安義寧坊の大秦寺の敷地に關する支那地志類の記載に就いて (上)

文學士 那波利貞

一

唐の太宗の貞觀十二年西曆六三八年、ネストル敎即ち景

敎の寺院が、長安右街の義寧坊十字街東の北に創立せられたことは隠れもない史實で、玄宗の天寶

四載西曆七四五年に大秦寺と改稱せられるまでは波斯寺

と稱せられ、徳宗の建中二年西曆七八一年には彼の大秦

景敎流行中國碑すら建設せられた。之に關する東

西の學者の研究は既に充分盡くされて居り、今更

何等の贅説を附加毛語するを要しないが、唯一個

此の大秦寺の敷地の沿革變遷に就いては從來あまり論せられて居らぬ様である。頃日偶然のことか

ら聊か此の問題の調査を試みたところ、支那の諸地志類の記載に共通して、疑問或は不可解事と考へられることが種々存する様に思はれたのである。

吾人が通覽する所の、凡そ義寧坊の大秦寺に關する記述並に研究を爲したる諸書には、何れも此の大秦寺の遺址が今日の陝西省關中道長安縣城西五支那里の地に位置する俗稱金勝寺の敷地に當ることを謂つて居るが、之は彼の景敎碑の出土發見の史實より觀て疑を容るる能はざることなれば當然斯くあるべき筈で、吾人も亦決して之に疑を

狭む者ではないが、唐の武宗の會昌五年西曆八四四年七月の異宗禁制の發令有りて此の大秦寺の廢せられて、その後何代に該敷地が佛教寺院の敷地とせられて以て清朝時代に至りしかは未だ何人も論じて居らぬ様であり、而も金勝寺に關する支那の諸地志類の記載には甚だ不可解なることを叙述するものが多く、調査を重ねるに隨ひ種々の疑が起るのを覺えるのである。茲にその主なるもの三條を指摘して之を解釋せうと思ふ。

二

先づ第一に疑問となることは、唐の大秦寺の敷地に當ること疑なき今の所謂金勝寺の沿革を記すものが、何れも該敷地が唐代の崇聖寺に淵源することを謂へることである。例へば嘉慶年間編纂の『長安縣志』卷二十二、寺觀志の條を見ると、

崇聖寺。在城西五里。隋高祖子秦孝王施宅建。初名濟

渡寺。唐貞觀二十三年太宗上賓。高宗徙濟渡寺於安業

坊之修善寺。而以其處爲靈寶寺。盡度太宗嬪御爲尼以處之。復徙鄰之遵德寺於修祥坊之太原寺。而以其處爲太宗別廟。儀鳳二年二處併爲崇聖寺。輦下歲時記所云唐進士櫻桃宴在崇聖寺佛牙閣即此也。明天順八年秦藩創修治地。得古白玉佛像及鐘磬碑刻之屬。至成化十二年畢工。明年額曰大崇仁寺。按察副使伍福有記。又明長史趙德記云俗呼爲金勝寺。云云

とある。清の畢沅の『關中勝蹟圖志』卷七古蹟寺觀の條、『勅修陝西通志』卷二十八祠祀一の條、『西安府志』卷六十古蹟志下祠宇の條の諸記載も亦大同小異であり、『大清一統志』に至つては金勝寺の條に

金勝寺。在長安縣西郭外。卽崇仁寺。唐建寺。有唐檀法師塔銘。景教流行中國碑。明天順中秦藩重修。壯麗甲於諸寺。

とある。此等の記載をその記述の儘に讀み解すれば、金勝寺の敷地には早く唐代より佛教寺院が存在し、しかも之が崇聖寺の建立に濫觴するもの

と見なければならず従つて大秦寺は佛教寺院の隋代の濟度寺の敷地に設置せられたる如く見なければならぬ書き振である。然れども宋の宋敏求の『長安志』卷九に據れば、唐代の崇聖寺は崇德坊に在りて義寧坊に在らず、而も宋敏求の崇聖寺に關する記載にも亦不可解のことが存する。彼は崇德坊の西南隅なる崇聖寺の條下に註して

寺有東門西門。本濟度尼寺。隋秦孝王俊捨宅所立。東門本道德尼寺。隋時立。至貞觀二十三年。徙濟度寺於安業坊之修善寺。以其處爲靈寶寺。盡度太宗嬪御爲尼以處之。徙道德寺額於嘉祥坊之太原寺。以其所爲崇聖宮。以爲太宗別廟。儀鳳二年併爲崇聖僧寺。輦下歲時記進士櫻桃宴在崇聖寺佛牙閣上

と謂つて居る。此の文は『長安縣志』の記載の前半の文の基く所で、『長安縣志』に遵德寺と爲つて居るのが、之には道德寺と爲つて居り、修祥坊が嘉祥坊となるなど、魯魚の差があるが、之は道德

寺が正しく、又隋唐の長安には修祥、嘉祥などの坊名一度も存せざりしこと『長安志』の自ら證明する所なれば之は史實上休祥坊を指して居るのであり、『西安府志』や『關中勝蹟圖志』には明かに休祥坊に作られてある。

却說『長安志』の説では、本來崇德坊には隋以來の濟度寺道德寺の二佛寺がありしを、唐の貞觀二十三年西曆六四九年前者を安業坊の修善寺の敷地に、後者を休祥坊の太原寺の敷地に徙してその址をそれれ靈寶寺と崇聖宮としたと謂ふのであるが、休祥坊の太原寺は同じく『長安志』卷四の休祥坊の崇福寺の條に

本侍中觀國公楊恭仁宅。咸亨元年以武后外氏故宅立爲太原寺……載初元年又改爲崇福寺。

とあれば、咸亨元年西曆六七〇年以後存在する佛寺で貞觀二十三年西曆六四九年に崇德坊の道德寺を徙さむとしても、當時は太原寺なる寺院は未だ存在せず、

該地は尙ほ俗人の邸宅地である。然れば道徳寺の
休祚坊への移轉年次は必ずや咸亨元年以後、儀鳳
二年^{西曆六}_{七七年}以前であらねばならず、これは『長安
志』の記載に何か誤謬のある證左であると思ふ。

併し崇徳坊の靈寶寺と崇聖宮とが儀鳳二年に合
併せられて崇聖寺と爲されたことは之は疑ひ得ら
れぬが、崇聖寺は崇徳坊に在る佛寺で決して義寧
坊に在るのではない。而も義寧坊の波斯寺の創立
は貞觀十二年^{西曆六}_{三八年}であり、崇徳坊の崇聖寺の創
立は儀鳳二年^{西曆六}_{七七年}なれば、波斯寺の方が約四十
年間も早く創立せられて居るのであるから、此の
崇聖寺と波斯寺との間にはその敷地に關しては何
等の關係も無い筈で、従つて波斯寺即ち大秦寺の
遺址に該當する敷地に位置する明清時代の崇仁寺
即ち俗稱に所謂金勝寺とは何等の關係も無い譯
で、支那の諸地志類が金勝寺の沿革の記載を爲す
に當り、儀鳳二年創立の崇徳坊の崇聖寺の縁起の

記載を之に冠せしめてあるのは全く誤謬なりと謂
はなければならぬ。少くともその敷地の關係に於
ては全然謬れりと斷すべきであると思ふ、嘉慶年
間編纂の『長安縣志』の編者がその寺觀志の初に

長安多古寺觀。其建置詳省府各志及本寺觀碑記。然年
代既久。傳聞多誤。如崇聖寺。諸志皆云。隋名濟渡。
唐儀鳳二年爲崇聖寺。據宋次道志。崇聖寺在朱雀西第
二街從北第四崇徳坊。直當含光門。於今城爲正南少西
不應城西五里。且今崇聖寺西半里許。唐西城故址宛然
崇徳坊去城西絕遠。必非其地。

と謂つて居るのは卓見ではあるが、然も尙ほ城
西五里の崇聖寺即ち金勝寺の條の本文には崇徳坊
の崇聖寺の記載を冠らせてある。支那歷代の地志
類の編纂者が概して沿革地理の研究を忽かせにし
て空しく前代の記載を陳々轉載するが如き非學術
的態度の多き爲、かゝる噴飯に堪へぬ結果を生じ
たるものと思はれる。要するに此の金勝寺の記載

に唐の儀鳳二年創立の崇聖寺の緣起を加ふることは、少くともその敷地の關係上よりは全く無意義のことで、從つて大秦寺が貞觀十二年に波斯寺として創立せられた時の敷地は隋代の濟度寺の舊敷地にもあらざれば、波斯寺創立後四十年を経てよりは波斯寺と崇聖寺とは各々宗教と敷地とを異にして對立して居つた筈である。

三

第二に疑問となることは、今日の北京の清真寺の一寺に西大寺なる固有寺號のあるもの存するが如く、此の波斯寺に或る時代以後何か固有寺號が附せられたるや否やと謂ふ問題である。清の陶保廉の『辛卯侍行記』卷三には

十四日巳刻自西安浙館起程。……………五里金勝寺。唐波斯胡寺也。後訛稱崇聖寺。

とあるが、此の崇聖寺と訛稱せしことの典據は示されてない。又此の訛稱が何代より起りしかも

謂つて居らぬ。然れば若し陶保廉の記載をその儘に讀解すれば、大秦寺には唐代から既に崇聖寺なる別稱が存したものと観なければならぬ。

尤も唐の長安に於ける崇聖寺なる寺號は、崇德坊の崇聖寺が會昌五年西曆八四五年の天下廢寺の令の發布せらるるまでは占有するなれば、此の間同じ長安城の中に於て、他の寺に訛稱とは謂へ、同名の寺號が附せられたりとは考へ得られぬ。會昌五年までの大秦寺には崇聖寺など謂ふ訛稱は無かりしものと思はれる。

然らば會昌五年崇德坊の崇聖寺が廢せられて後に、同年に廢せられたる大秦寺の後身の佛教寺院に對して起りしことかど謂ふに、これも亦有り得べからざることと思ふ。何故となれば崇德坊の崇聖寺の廢せられて後に翌會昌六年西曆八四六年から他の佛寺にて此の崇聖の寺號が襲名繼承せられて居るからである。宋敏求の『長安志』卷八晋昌坊の大慈恩

寺の條の記載に武宗廢寺の有様を述べて

會昌五年詔天下廢寺。上都每街各留寺兩所僧各三十人
左街留慈恩薦福。右街留西明莊嚴。六年左街添置寺八
所。……右街……添置八所。二所依舊名。僧寺一
所天福寺。尼寺一所興聖寺。並依舊。所請改名僧寺五
所。化度寺改爲崇福寺。永泰寺改爲萬壽寺。溫國寺改
爲崇聖寺。經行寺改爲龍興寺。奉恩寺改爲興福寺。尼
寺一所萬善寺改爲延唐寺。

とあるが、此の溫國寺は右街の太平坊に位置し
隋代に實際寺と稱し、唐の中宗の景龍元年西曆七〇七年
或は玄宗の開元十五年西曆七二七年より溫國寺と改稱せ
られた佛寺である。

此の溫國寺が崇聖寺と改稱せられたる年次に就
いても二説ありて、上述の通り會昌六年説もあれ
ば又『長安志』太平坊の溫國寺の條の記載の如く宣
宗の大中年西曆八五二年説もある。此の兩説は同じ『長
安志』の記載に見えて矛盾撞着する二説であるが、

溫國寺が崇聖寺と改名されしは他の諸寺の改名と
一齊に行はれたるものならむ爲、恐らくは大中六
年は會昌六年の傳寫の誤ならむかと考へ得られ、
つまり會昌五年に崇德坊にて遷びたる崇聖なる寺
號は、その翌年より太平坊の溫國寺の改稱襲名に
據りて繼承せられたるものと考へられる。然る
に宋の趙明誠の『金石錄』卷十に

第一千九百十六。唐崇聖寺佛牙碑。孫朴撰王君平行
書大中年間立

なる著録あり。此の佛牙を納むる閣は崇聖寺特
有の建築物にして唐代の進士及第者の櫻桃宴を開
催する例會場として人口に膾炙せるものであるが
會昌五年に此の佛牙閣ある崇德坊の崇聖寺が廢せ
られて後に、大中年間に佛牙碑が建立せられたり
とは不可解の現象であり、鄙説を覆へす重大なる
史料たるかの如くにも見ゆるならむが、之は次の
如く解釋すべきものではあるまいかと思ふ。

會昌五年に幾多の佛寺を廢し、長安左街にて僅

に慈恩寺薦福寺、右街にて西明寺莊嚴寺と合計長安にては四寺を遺し、更に同六年に禁令を緩和して左右兩街に各々八寺づつ合計十六寺を添置することを決定するや、なるべく由緒ある寺名を傳へむと企てたものであらうと思ふ、つまり合併の意をも含ませたものであらうと思はれる。添置する所の各寺の寺號を改稱せしはその爲かと考へ得られ、溫國寺は則ち崇聖寺と爲されたのである。此の際由緒深き廢寺の重要なる舊物什器等をばその寺號を襲名繼承せし寺へ逐し併すことも或る程度までは實行せられたるものならむ故、特に進士櫻桃宴の記念名蹟として周知せられたる崇德坊の崇聖寺の佛牙及びその閣の如きも、太平坊の舊の溫國寺即ち改稱しての崇聖寺へ移されたるなるべく考へらるれば、大中年間に建てたる崇聖寺佛牙碑が會昌五年以前の溫國寺の敷地なる太平坊内に現はるることも有り得ることで、所詮溫國寺が崇聖

寺と改稱せられたる時には、佛牙は申すまでもなく或は名蹟佛牙閣の建物さへも崇德坊より太平坊へ引き繼ぎして、事實上溫國寺と崇聖寺との併合が行はれ、而して改稱襲名して崇聖寺と爲されたものと考へられる。少くとも佛牙が引き繼がれたることは有り得ることと思ふ。尙ほ此のことは會昌以前の天寶七載西曆七四八年五月崇德坊の崇聖寺の嚴乎として存在せし時、該境内に建てられたる張少佛行書張の佛頂尊勝陀羅尼經幢が、後に説く如く唐の崇聖寺の寺號を傳統したる今日の金勝寺境内に遺存したることと考へ合はすべきものと思ふのである。斯く解釋する時は大中年間建立の佛牙碑が舊溫國寺の敷地なる太平坊に存しても、前述の鄙説は成立せしめ得る譯であると思ふ。

上述の通り既に會昌六年に太平坊の溫國寺が崇德坊の崇聖寺の寺號を襲名繼承したりと考ふる上は、會昌五年に義寧坊の大秦寺が廢せられて後、

若し假に直に之が佛寺とせられたとしても、崇聖寺と謂ふ訛稱は此處に於て起り得ない譯であり、又實際會昌五年以後翌六年まで少くとも武宗の在位中には大秦寺の遺址に佛寺は設けられざりし

ものに相違ないから、問題は一に太平坊の崇聖寺の名の何代まで繼續せしかと謂ふことに據りて解決せらるべきである。(本項未完)

明治初年に於ける民事裁判の觀念

文學士 牧 健 二
法學士

人が公けの法廷に訴へて私權の保護を受けると言ふことは、人民から訴へると言ふ方面即ち訴訟と、裁判官が訴へを聞いて曲直を正すと言ふ方面即ち裁判と、この二方面から成立して居る。而して此二方面は人が公けの法廷に訴へて私權の保護を受ける場合には、何時でも必ず表裏の關係をなして存在して居るのであるが、此關係が何れか一

方の一面から主として觀察せられることに依つて裁判法の觀念が強い場合と訴訟法の觀念が強い場合との差を生ずる。我國今日の民事訴訟法は最初に裁判所及び當事者の規定を設け次に判決に至るまでの訴訟手續及び判決に就て規定して、訴へることの方面のみならず裁くことの方面をも規定して居るに拘らず之を訴訟法と稱して居るのである